

Visa会員規約改定のお知らせ

2016年10月1日より、Visa会員規約を改定いたします。
 規約の主な変更箇所は以下のとおりです(変更部赤字)。
 上記日付以降にカードをご利用いただいた場合には、各会員規約(規約の変更、承認)により、変更事項を承認したものとさせていただきます。

Visaカード&MasterCard会員規約(個人会員)	
条項番号	新内容
第9条(カードの利用枠)	11. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。 (1) カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合 (2) 会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合 (3)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
第14条(カード利用の一時停止等)	6. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に当社が指定する書面の提出および 当社が指定する事項の申告を求め ることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域において カードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は 、カードの利用を制限することができるものとします。

Visaカード法人会員規約(一般法人)	
条項番号	新内容
第5条(カードご利用枠)	3. 前2項のカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には、 特段の通知を要せず 減額できるものとします。 (1) カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合 (2) カードの利用状況および信用状況に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合 (3)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)	8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および 当社が指定する事項の申告を求め ることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域において カードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は 、カードの利用を制限することができるものとします。

りそなカード法人会員規約(コーポレートカード用・個別決済方式)	
条項番号	新内容
第2条(カード担当者、カード利用単位、管理責任者、カード使用)	1. 会員は、入会申込みに関する担当者(以下「カード担当者」という)を指定し、カード担当者にその権限を委任するものとします。
第6条(カードご利用枠)	3. 本条に定めるカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には 特段の通知を要せず 減額できるものとします。 (1) カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合 (2) カードの利用状況および信用状況に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合 (3)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)	8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、 会員または使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求め ることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域において カードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は 、カードの利用を制限することができるものとします。

りそなカード法人会員規約(コーポレートカード用・会社一括方式)	
条項番号	新内容
第2条(カード担当者、カード利用単位、管理責任者、カード使用)	1. 会員は、入会申込みに関する担当者(以下「カード担当者」という)を指定し、カード担当者にその権限を委任するものとします。
第6条(カードご利用枠)	4. 本条に定める カードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には 特段の通知を要せず 減額できるものとします。 (1) カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠った場合 (2) カードの利用状況および信用状況に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合 (3)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)	8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、 会員または使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求め ることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域において カードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は 、カードの利用を制限することができるものとします。